# 平成24年度市民健康診査が始まります!

## ~健康は市民健康診査受診から~

■申し込み・問い合わせ 健康政策課成人健康係  $\blacksquare$  (23)7601

今年度も、市民健康診査が始まります。

健診の内容を理解し、効果的な受診で健康の保持増進を図ってください。

健康であることは、ご自身の幸せな生活につながり、ひいては地域の活力、市民力の向上につなが ります。『健康は、自分に贈ることができる最高のプレゼント』です。ぜひ健診を受診して、活力あ る健康長寿社会を推進しましょう!

#### ①市民健康診査受診の必要性について

「いつまでも健康でありたい!」との思いは、誰もの願いです。健康維持のためには、年に一度の 健診を受診し、自分自身の健康状態を確認し、結果に応じて適切な対応をすることが必要です。

「生活習慣病」は、自覚症状がないまま進行してしまいます。自覚症状がないことが、健康である とは限りません。また、「がん」についても、生活習慣病との関係が明らかになってきています。

健診の受診により、異常の早期発見が可能です。その後の食生活や運動などの生活改善や適切な 治療により、早期に健康を取り戻すことができます。こうしたことから、市では集団健診を年間80 回開催し、そのうち33回を土・日曜日に実施し、できるだけ多くの市民の皆さんが受診できるよう 健診体制を整えています。

### ②市民健康診査の受け方について

健康維持のために、対象年齢の方は毎年受診することが望まれます。

市民健診は、各行政区の保健委員の皆さんのご協力により、毎年、年末・年始にかけて申し込み をとりまとめていただき、おおむね受診予定日の1カ月前頃までに受診のご案内を通知しています。 なお、これから新たに受診を希望する場合や受診日を変更する場合は、担当課(健康政策課成人健 康係)にご連絡下さい。

現在治療をしている方は、受診前に主治医に相談しましょう。また、市以外で健診(社会保険者な ど)を受診できる方は、その機会を利用し、実施していない検査を市が行う健診で受診してください。 【市が行う市民健康診査とは?】

 基本健康診查 ①若年健康診查②特定健康診查③後期高齢者健康診查

※特定健康診査は医療保険者に義務付けられた健診〔対象⇒各医療保険加入者〕

がん検診 ※自治体の努力義務として取り組む検診〔対象⇒全市民(対象年齢あり)〕

#### ③市民健康診査の結果とその後について

健診の結果から、生活習慣の改善が必要な方については、保健師や管理栄養士が健康を取り戻す ために生活習慣の改善に向けた支援を行います。

また、『要精密検査』となった方は、治療の必要性が明らかとなるため、医療機関で早めに検査を 受けてください。早期の治療により、健康を取り戻すことができます。

健康維持のためには健診の受診結果により、適切に対応することが必要です。

生活習慣病は、日々の生活の結果であり、病気の発症に多大な影響を及ぼします。大切なことは、 あなたの日々の生活が健康に直結していることです。

脳原

性

運 動

機能障害かつ意思表示

高度の排尿機能障

湯

■(23)892 湯津上支所総合容 湯津上支所総合容 問い合わせ 黒羽支所総合窓口課 澤上支所総合窓口課 (23)8921

●申請窓口●申請窓口・申請窓口・申請に必要な物・財鑑・財鑑・財鑑・財鑑・財鑑・財鑑・財鑑・財産

**紙おむつ申請**対

る場合は事前に申し出てください。 なお、購入先(薬局など)を変更 )ストマ装具(蓄便・蓄尿袋)申請対 、美

マ用装具などの ばがい 者および 单 請 障 のト

マ用装具などの

高度の排便 必要な方は各申 上機能障害: 上請対象者 中請窓口で申請t請受付をしますの厚がい児用のス-害者 申

羽支所総合窓口

課

(54)1113

上支所総合窓口課

(98) 2112